

東北地方太平洋沖地震により被災された お客さまのガス料金の特別措置について

平成23年3月31日
北陸ガス株式会社

このたびの東北地方太平洋沖地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、同地震に関連して3月11日以降災害救助法が適用される地域等において被災された当社供給区域外のお客さまが、同地震に起因して当社供給区域内でガスの使用契約を締結された場合で、お申し出をいただいた際は、ガス料金の特別措置を行うこととしました。そのため、本日、関東経済産業局長へ認可申請し、同日認可を受けました。

これは、被災された皆さまの今後の生活負担を少しでも軽減していただくため、ガス料金の支払期限※について、平成23年3月検針分は3カ月間、4月検針分は2カ月間、5月検針分は1カ月間、それぞれ延長するものです。

被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げますとともに、引き続きできる限り協力してまいります。

※ガス料金支払いの義務発生の日の翌日から起算して30日目の日。

■本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

[新潟地区のお客さま]

北陸ガス株式会社 新潟支社 料金担当：025-229-7000

[長岡（旧長岡市）、三条、越路、三島・与板、栃尾地区のお客さま]

北陸ガス株式会社 長岡支社 料金担当：0258-39-9000

* 受付時間 8：30～17：10（日、祝日除く）

以上

<お問い合わせ先>
北陸ガス株式会社
総合企画グループ 担当 小出
TEL：025-245-2214